

調 査 要 領

1. 調査対象施設

以下のすべてに該当する施設を調査対象とする。

- ・ 「(別紙1) 調査対象施設種別」に掲げる社会福祉施設等
- ・ 平成18年9月1日以降に新築の工事に着手した建築物を除く全ての建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)を有する施設
- ・ 「社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)等及びアスベスト(石綿)含有保温材等使用実態調査のフォローアップ調査の実施について(依頼)」(平成30年11月9日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、障害保健福祉部長、老健局長連名通知)において、「未措置状態にある施設」、「未回答の施設」、「分析予定の施設」に分類されていた施設及び調査時点以降に開設した施設

2. 調査対象建材

当該建築物等に使用されている建材であって、次のアからエに掲げるものを調査対象建材とする。

調査対象建材	内 容
ア 吹付けアスベスト等	建築物の壁、柱、天井等に吹付けられたもの。吹付けアスベスト、吹付けロックウール、吹付けひる石(バーミキュライト)など。
イ アスベスト含有保温材	熱の損失を防止するために、熱源本体やダクト(配管)に使用されているようなもの。石綿保温材、石綿含有けいそう土保温材、石綿含有パーライト保温材、石綿含有ケイ酸カルシウム保温材、石綿含有バーミキュライト保温材、石綿含有水練り保温材など。
ウ アスベスト含有耐火被覆材	吹き付け材の代わりとして、下地や化粧として鉄骨部分や鉄骨柱、梁に使用されているもの。石綿含有耐火被覆材、石綿含有ケイ酸カルシウム板第二種、石綿含有耐火被覆塗り材など。
エ アスベスト含有断熱材	石綿屋根用折版裏断熱材、石綿煙突用断熱材。

3. 調査対象建材の特定方法

設計図書等に基づき、その建築物等に使用されている建材が調査対象建材に該当するか否かについて業者等に確認を行うなどして、調査対象建材及びその使用部位を特定する。(特定に当たっては、建築物について、一部の部屋に限定することなく建築物全体について対象とすること。また、エレベーターの昇降路内にもアスベストが使

用されている場合があるので留意すること。さらに、工作物についても建築物と同様に規制されることとなっているため、用途上又は構造上、建築物とは関係なく、土地に独立して造られる煙突であっても、対象とすること。）

その際、「(別紙2) 石綿含有建材品目例 (参考)」(出典：国土交通省・経済産業省「石綿(アスベスト)含有建材データベース」(<http://www.asbestos-database.jp/>))に示す品目例に該当するか否かが一つの具体的判断基準と考えられるが、この品目例以外にも調査対象建材に該当する可能性があるため、アスベストの含有の有無が明確に判断できない場合は、分析調査を行い、調査漏れのないよう十分留意すること。

※ 特に、過去において建材等に使用された石綿は、主にクリソタイル、アモサイト及びクロシドライト（以下「クリソタイル等」という。）とされていたが、トレモライト、アンソフィライト及びアクチノライト（以下「トレモライト等」という。）が建築物の吹付け材から検出された事案があることから、(別紙2)に示す品目例に該当しない場合であっても、使用されている建材にトレモライト等を含む石綿が使用されていないか、改めて業者に確認を行い、確認ができない場合は分析調査を行うなど、適切に対応すること。

また、設計図書等においてアスベスト使用の有無が確認できず、分析調査を実施する場合は、「石綿障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について」(平成20年2月6日付基安化発第0206003号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知)(別紙3)に基づき、適切に行うこと。

なお、公益社団法人日本作業環境測定協会のホームページにおいて、石綿含有建材中の石綿含有率等分析機関の一覧を公表しているため、分析調査実施の参考とすること。

4. 調査実施の留意点

調査の実施に当たっては、これまでに社会福祉施設等において実施してきた設計図書等による確認や分析調査の結果を踏まえ、さらに以下の事項に留意のうえ、「施設個表」等に記載すること。

- (1) 設計図書等によりアスベスト使用の有無を確認する場合は、特に前述の3「調査対象建材の特定方法」の※印の記載に十分留意すること。
- (2) 設計図書等ではアスベスト使用の有無が確認できず、分析調査を実施する場合は、JIS法(JIS A1481規格群)により、6種類のアスベストを対象とした分析調査を実施することを原則とする。ただし、これまでにJIS法(JIS A1481規格群)による分析調査以外の分析調査を実施している場合は、次によること。

状 況		実施する分析調査
ア これまでに、「平成8年3月29日付基発第188号労働省労働基準局長通知」又は「平成17年6月22日付基安化発第0622001号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知」による分析調査を実施した場合	① アスベスト含有率の分析方法が0.1%までの精度を有する分析調査を実施した場合	JIS法（JIS A1481規格群）により、トレモライト等を対象とした分析調査を実施すること。
	② アスベスト含有率の分析方法が0.1%までの精度を有しない分析調査を実施した場合	JIS法（JIS A1481規格群）により、6種類のアスベストを対象とした分析調査を実施すること。
イ これまでに、トレモライト等を対象としていないJIS法（JIS A1481）による分析調査を実施した場合		JIS法（JIS A1481規格群）により、トレモライト等を対象とした分析調査を実施すること。
ウ これまでに、6種類のアスベストを対象としたJIS法（JIS A1481）による分析調査を実施した場合		分析調査の必要はない。

（注1）上記ア又はイによる場合であって、当該分析調査で実施されたX線回析分析のX線回析パターンにおいて、トレモライト等の回析線のピークが認められ、所有者が当該分析調査の結果に基づいて、トレモライト等がその重量の0.1%を超えて含有しているとして必要な措置を実施した場合（実施予定を含む。）は、改めて分析調査を行う必要はない。

（注2）アスベストの分析調査については、現在JIS法（JIS1481規格群）により実施することとなっている。なお、これまでの分析調査については、JIS法（JIS1481）に従って実施してきたが、平成26年3月31日にJIS A1481が廃止され、「建材中の石綿含有率の分析方法について」（平成26年3月31日付基発0331第31号厚生労働省労働基準局長通知）により、JIS A1481-1、JIS A1481-2及びJIS A1481-3のJIS規格群により実施することとなった。また、平成28年にはJIS A1481-1、JIS A1481-2の改訂及びJIS A1481-4の追加があった。（詳細な調査方法については「石綿分析マニュアル【1.04版】」（平成28年3月 厚生労働省）等を参考にすること。）

【参考】アスベスト分析調査について

	①「基発第 188 号」、「基安化発第 0622001 号」による分析調査 (※既に廃止済み)	JIS 法による分析調査	
		②JIS A1481 による分析調査 (※既に廃止済み)	③JIS A1481 規格群による分析調査
分析対象アスベスト	分析の対象となるアスベストは、クリソタイル、アモサイト及びクロシドライトの 3 種類。	分析の対象となるアスベストは、主にクリソタイル、アモサイト及びクロシドライトの 3 種類。 ただし、トレモライト、アンソフィライト及びアクチノライトについても、解説にその分析方法を記載。	分析の対象となるアスベストは、クリソタイル、アモサイト、クロシドライト、トレモライト、アンソフィライト及びアクチノライトの 6 種類。

※これまで、上記①及び②による分析調査を実施している場合であっても、分析の対象にトレモライト等が含まれていない場合があるため、6種類のアスベストを対象とした分析調査を実施する必要があることに留意すること。

- (3) 前回調査（平成 30 年 12 月 1 日時点）において、
- ・設計図書等に基づきアスベストの使用が判明し除去等の措置を実施している場合
 - ・設計図書等や分析調査により 6 種類のアスベストが使用されていないことが明らかな場合
- は、今回改めて調査を行う必要はなく、調査表の提出に当たっては、従来の調査結果を基に記入すること。

※上記の「・設計図書等に基づきアスベストの使用が判明し除去等の措置を実施している場合」については、「(様式 1-1) 施設個表」のイ「除去等の措置済」もしくは、ウ「アスベストの飛散がない状態」を指す。

※上記で「今回改めて調査を行う必要はなく、調査表の提出に当たっては、従来の調査結果を基に記入すること。」と記載しているが、こちらに該当する施設は、「(様式 2-1) 総括表」において「全施設数」欄に計上すること。

5. 調査時点
調査時点は、令和 3 年 12 月 1 日（水）とする。

6. 調査表提出期限

令和4年6月28日（火）

調査表の提出に当たっては、Excel で作成のうえ、「(様式2-1) 総括表」、「(様式2-2) 総括表」、「(様式2-3) 総括表」及び「(様式3) 未回答施設一覧」を、別紙5の各提出先に、施設種別ごとにメールにて提出いただくとともに、「(様式1-1) 施設個表」及び「(様式1-2) 施設個表」については各都道府県、指定都市、中核市において、適切に保存すること。

ただし、分析調査の結果、ばく露のおそれがある施設については、「(様式1-1) 施設個表」及び「(様式1-2) 施設個表」を提出すること。

また、本調査結果、設計図書及び工事記録等アスベスト関連書類については、各施設開設者または管理者において適切に保存するよう指導すること。

【参考】調査表について

様式名	作成者	備考
(様式1-1) 施設個表	施設	施設におけるアスベスト対策等に係る現状について把握するために作成する
(様式1-2) 施設個表	施設	(様式1-1)において、「ばく露のおそれのある施設」に該当した場合に、アスベストが使用されている場所等について把握するために作成する
(様式2-1) 総括表	都道府県市	施設から提出された(様式1-1)を取りまとめて作成する
(様式2-2) 総括表	都道府県市	施設から提出された(様式1-1)のうち、『前回調査で「ばく露のおそれのある施設」と回答していた施設』を取りまとめて作成する
(様式2-3) 総括表	都道府県市	施設から提出された(様式1-2)を取りまとめて作成する
(様式3) 未回答施設一覧	都道府県市	調査表の提出がなかった施設数を把握するために作成する

7. 調査表の作成要領

(1) 「施設個表」について

○ 「(様式1-1) 施設個表」について

調査対象施設（調査対象建築物等を有する施設）が有する建築物等に、調査対象建材が使用されているかを調査し、調査対象施設ごとに作成すること。

なお、煙突用断熱材については、「(別紙4) アスベスト含有煙突用断熱材の調査に

関する留意事項について」で石綿セメント円筒とアスベスト含有煙突用断熱材の違いについて確認の上、間違いのないように記入すること。石綿セメント円筒等については、本調査の調査対象建材ではないので注意すること。

① 「除去等の措置済」とは、「除去状態」の他に、「封じ込め状態」(※1)又は「囲い込み状態」(※2)にあるものを指すものであること。

(※1) 封じ込め状態とは、アスベスト含有建材をそのまま残し、薬剤等によりアスベストの表層等を固着化して、粉じんが飛散しない状態。

(※2) 囲い込み状態とは、アスベスト含有建材が使用空間に露出しないように壁、天井等で完全に覆われ、粉じんが飛散しない状態。

② 「アスベストの飛散がない状態」とは、「除去等の措置済」ではないが、アスベスト含有建材の損傷、劣化等による粉じんの飛散がなく、ばく露のおそれがない状態を指すものであること。

③ 「除去等の措置未実施」とは、「除去等の措置済」ではなく、アスベスト含有建材の損傷、劣化等による粉じんの飛散により、ばく露のおそれがある状態を指すものであること。なお、「除去等の措置未実施」については、直ちにアスベストの除去等を行うなど、法令に基づき適切な措置を講じること。

④ 「日常利用する場所」とは、入所者又は職員等が常時利用する場所を指すものであること。

⑤ 「その他の場所」とは、「日常利用する場所」以外の全ての場所を指すものであること。

⑥ 「措置予定」とは、工事中及び具体的に工事日程が決まっている場合を指すものであること。また、工事日程が決まっているか否かに関わらず、該当場所について利用を停止し封鎖している場合も「措置予定」とすること。

⑦ 「未定」とは、「措置予定」以外を指すものであること。

○ 「(様式1-2) 施設個表」について

(様式1-1)において、「ばく露のおそれのある施設」に該当する施設について、調査対象施設ごとに作成すること。

(2) 「総括表」について

○ 「(様式2-1) 総括表」について

都道府県、指定都市、中核市においては、施設から提出された「(様式1-1)施設個表」を調査対象施設種別(別紙1を参照)ごとに取りまとめ、「(様式2-1)総括表」を作成して提出すること。

なお、調査対象施設種別ごとに、全施設数、調査対象施設(調査対象建築物等を有する施設)数及び回答施設数を記載すること。

その他、様式に記載した記入要領に従い、作成すること。

○「(様式2-2)総括表」について

都道府県、指定都市、中核市においては、施設から提出された「(様式1-1)施設個表」のうち、『前回調査で「ばく露のおそれのある施設」と回答していた施設』欄に○を付している施設を取りまとめて、「(様式2-2)総括表」を作成して提出すること。

なお、令和3年10月27日付厚生労働省子ども家庭局、社会・援護局、障害保健福祉部、老健局連名事務連絡「社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)等及びアスベスト(石綿)含有保温材等使用実態調査のフォローアップ調査結果の結果の公表について」における「社会福祉施設等における吹付けアスベスト等及びアスベスト含有保温材等使用実態調査【都道府県別】・【指定都市別】・【中核市別】」に計上されている「ばく露のおそれのある施設」の合計と同数になるようにすること。

○「(様式2-3)総括表」について

都道府県、指定都市、中核市においては、施設から提出された「(様式1-2)施設個表」を取りまとめ、「(様式2-3)総括表」を作成して提出すること。

○「(様式3)未回答施設一覧」について

提出期限において未回答の施設については、都道府県、指定都市、中核市において、「(様式3)未回答施設一覧」を作成のうえ、提出すること。

なお、未回答施設数は、調査対象施設(調査対象建築物等を有する施設)数から回答施設数を差し引いた数と同数であること。

調査対象施設種別

1 児童関係施設等

- (1) 乳児院
- (2) 母子生活支援施設
- (3) 児童養護施設
- (4) 児童相談所
- (5) 児童相談所一時保護施設
- (6) 助産施設
- (7) 保育所（保育所型認定こども園を含む）
- (8) 幼保連携型認定こども園
- (9) 小規模保育事業所
- (10) 児童心理治療施設
- (11) 児童自立支援施設
- (12) 児童家庭支援センター
- (13) 特例保育施設
- (14) 子育て支援のための拠点施設
- (15) 婦人相談所
- (16) 婦人保護施設
- (17) 婦人相談所一時保護施設
- (18) 児童厚生施設（児童遊園を含む）
- (19) 放課後児童健全育成事業実施施設
- (20) 母子健康包括支援センター
- (21) 慢性疾患児家族宿泊施設
- (22) 母子・父子休養ホーム
- (23) 母子・父子福祉センター
- (24) 児童自立生活援助事業所
- (25) 地域子育て支援拠点事業所
- (26) 職員養成施設（体育館、養成所、宿舎等）
- (27) 認可外保育施設（児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項により届け出のあった施設に限る）
- (28) 小規模住居型児童養育事業所
- (29) 利用者支援事業所
- (30) 産後ケア事業を行う施設（医療機関と一体的に管理している場合を除く）

2 障害児者関係施設

- (1) 障害福祉サービス事業所（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）

- (2) 障害者支援施設
- (3) 居宅介護事業所（重度訪問介護、同行援護、行動援護を含む。）
- (4) 短期入所事業所
- (5) 就労定着支援事業所
- (6) 自立生活援助事業所
- (7) 共同生活援助事業所
- (8) 相談支援事業所
- (9) 補装具製作施設
- (10) 盲導犬訓練施設
- (11) 点字図書館
- (12) 聴覚障害者情報提供施設
- (13) 児童発達支援事業所
- (14) 放課後等デイサービス事業所
- (15) 障害児入所施設
- (16) 児童発達支援センター
- (17) 居宅訪問型児童発達支援事業所
- (18) 保育所等訪問支援事業所
- (19) 障害児相談支援事業所
- (20) 福祉ホーム
- (21) その他

3 高齢者関係施設

- (1) 養護老人ホーム
- (2) 特別養護老人ホーム
- (3) 軽費老人ホーム（A型、B型、ケアハウス）
- (4) 都市型軽費老人ホーム
- (5) 老人デイサービスセンター
- (6) 老人短期入所施設
- (7) 老人福祉センター（A型、特A型、B型）
- (8) 老人福祉施設付設作業所
- (9) 老人介護支援センター（在宅介護支援センター）
- (10) 認知症高齢者グループホーム
- (11) 在宅複合型施設
- (12) 生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）
- (13) 介護老人保健施設
- (14) 訪問看護ステーション
- (15) 有料老人ホーム

- (16) 特定民間施設（「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」第2条第4項に規定する施設）
- (17) 老人休養ホーム
- (18) 老人憩いの家
- (19) 高齢者総合相談センター
- (20) 介護実習・普及センター
- (21) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (22) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (23) 小規模老人保健施設（定員 29 人以下）
- (24) 地域密着型特別養護老人ホーム
- (25) 小規模養護老人ホーム
- (26) 小規模ケアハウス
- (27) 夜間対応型訪問介護ステーション
- (28) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- (29) 介護予防拠点
- (30) 地域包括支援センター
- (31) 地域支え合いセンター
- (32) 緊急ショートステイ
- (33) 施設内保育施設
- (34) 介護医療院

4 その他施設

- (1) 保護施設（救護施設・更生施設・授産施設・宿所提供施設）
- (2) 社会事業授産施設
- (3) 日常生活支援住居施設
- (4) 無料低額宿泊事業を行う施設（上記（3）のうち日常生活支援住居施設として認定を受けている施設を除く）
- (5) 隣保館
- (6) 生活館
- (7) 生活困窮者・ホームレス自立支援センター
- (8) へき地保健福祉館
- (9) 地域福祉センター
- (10) 生活困窮者一時宿泊施設（シェルター）
- (11) 地方改善施設（※）

※ 地域改善対策、アイヌ生活向上関連施策等として整備した共同作業場・大型共同作業場・納骨堂・共同浴場・火葬場・共同便所・共同炊事洗濯場・ごみ焼却炉

石綿含有建材品目例(参考)

○吹付け材(レベル1)

建材	建材名(一般名)	商品名	製造時期	石綿含有率	石綿の種類
吹付け材	吹付け石綿	サーモテックスA	1969 ~ 1975	60~70	クリソタイル、アモサイト
		スターレックスNo.280	— ~ 1974	情報なし	クリソタイル
		トムレックスT/# 5500	1956 ~ 1974	60~70	クリソタイル、アモサイト
		トムレックスT/# 5500	1956 ~ 1971	60~70	クロシドライト
		ノザワコーベックス	1962 ~ 1975	55~70	クリソタイル、クロシドライト
		プロベスト	1962 ~ 1971	60~70	クリソタイル、クロシドライト、アモサイト
		ベリーコート	1971 ~ 1973	60	クリソタイル
		リンペット	1959 ~ 1971	30~70	クリソタイル、クロシドライト
	石綿含有吹付けロックウール	アサノスプレーコート	1971 ~ 1978	3~15	クリソタイル、クロシドライト
		サーモテックス	1961 ~ 1975	25	クリソタイル、アモサイト
		サーモテックス	1976 ~ 1978	5未満	クリソタイル、アモサイト
		スターレックス-R	— ~ 1980	情報なし	種類は不明
		スプレイクラフトHT/# 5515	1970 ~ 1974	30	クリソタイル、アモサイト
		スプレイクラフトST/# 5515	1970 ~ 1974	30	クリソタイル、アモサイト
		スプレエース	1968 ~ 1977	4~14.5	クリソタイル
		スプレエース(原色)	1968 ~ 1977	4~12	クリソタイル
		スプレエース(着色)	1968 ~ 1978	4~12	クリソタイル
		スプレーテックスSPF	1961 ~ 1975	12~20	クリソタイル
		スプレーテックスSPS	1961 ~ 1975	15	クリソタイル
		スプレーテックスSPS	1975 ~ 1979	2~4	クリソタイル
		スプレーテックス(カラー品のみ)SPS	1979 ~ 1987	2	クリソタイル
		タイカレックス	1978 ~ 1979	3	クリソタイル
		ノザワコーベックスR	1970 ~ 1980	3~4	クリソタイル
		バルカロック	1971 ~ 1974	20	クリソタイル
		バルカロック	1974 ~ 1975	5	クリソタイル
		プロベストR(タイプA)	1971 ~ 1975	20~35	アモサイト
		ベリーコートR	1973 ~ 1974	20~30	クリソタイル
		ベリーコートR	1974 ~ 1975	5~6	クリソタイル
		浅野ダイアロック	1971 ~ 1975	5以上	クロシドライト、アモサイト
		湿式石綿含有吹付け材	ATM-120T/# 5530	1978 ~ 1987	1~5
	アサノスプレーコート ウェット		1973 ~ 1989	3~12	クリソタイル
	スプレーウェットSPWG		1974 ~ 1987	4~5	クリソタイル
	トムウェットT/# 5525		1970 ~ 1987	1~5	クリソタイル
バルカウェット	1973 ~ 1987		5以下	クリソタイル	
プロベストウェット	1972 ~ 1987		5	クリソタイル	
ミネラックス	1964 ~ 1975		1~10	クリソタイル	

石綿含有吹付けパーミキュライト	ウォールコートM折板用	1971 ~ 1989	39	種類は不明
	ミクライト	1965 ~ 1966	24	種類は不明
	ミクライト	1966 ~ 1971	18	種類は不明
	ミクライト	1971 ~ 1977	13	種類は不明
	ミクライト	1977 ~ 1988	5	種類は不明
石綿含有吹付けパーライト	ダンコートF	1971 ~ 1989	5.6	クリソタイル

○保温材・耐火被覆材・断熱材(レベル2)

建材	建材名(一般名)	商品名	製造時期	石綿含有率	石綿の種類
保温材	石綿含有けいそう土保温材	珪藻土保温材1号	— ~ 1974	1~10	アモサイト
	石綿含有けい酸カルシウム保温材	インヒビライト(カバー)	1977 ~ 1979	7	アモサイト
		インヒビライト(ボード)	1977 ~ 1979	7	アモサイト
		エックスライトボード	1965 ~ 1979	10	クリソタイル、アモサイト
		シリカカバー(#1000シリカ)	1965 ~ 1978	6	クリソタイル
		シリカカバー(#650シリカ)	1952 ~ 1978	4~5	アモサイト
		シリカボード(#1000シリカ)	1965 ~ 1978	6	クリソタイル
		シリカボード(#650シリカ)	1952 ~ 1978	4~5	アモサイト
		シリカライト	1940 ~ 1980	1~25	アモサイト
		スーパーテンプボード	1963 ~ 1978	5~10	アモサイト
		ダイパライト(カバー)	1976 ~ 1979	7~10	アモサイト
		ダイパライト(ボード)	1976 ~ 1979	7~10	アモサイト
		ダイヤライト	1960 ~ 1979	3	アモサイト
		ベストライト	1971 ~ 1983	5以下	アモサイト
		ベストライトカバー	1960 ~ 1979	5	アモサイト
		ベストライトボード	1965 ~ 1979	10	クリソタイル、アモサイト
	石綿含有パーミキュライト保温材	パーミキュライト保温材	— ~ 1987	20~30	クリソタイル、アモサイト
	石綿含有パーライト保温材	三井パーライト保温材	1965 ~ 1974	1	アモサイト
	石綿保温材	カボサイト	1960 ~ 1979	80~100	アモサイト
		スポンヂカバー	1972 ~ 1978	100	アモサイト
		スポンヂボード	1972 ~ 1978	100	アモサイト
	石綿含有水練り保温材	85%マグネシヤ保温材	— ~ 1974	10~20	クリソタイル
		高熱コムバウンド	— ~ 1976	1~5	アモサイト
		耐熱コンバウンド	— ~ 1986	2~3	アモサイト
		シリカライト塗材	— ~ 1986	1~4	アモサイト
		ハードセッティングセメント	— ~ —	1~4	アモサイト
		遮音ハードセメント	— ~ —	1~30	クリソタイル、アモサイト
クイックラグ		— ~ 1987	25	クリソタイル	
ハードブラスター		— ~ 1987	15	クリソタイル	
シャモット保温材		— ~ 1974	1~10	アモサイト	

建材	建材名(一般名)	商品名	製造時期	石綿含有率	石綿の種類
耐火被覆材	石綿含有けい酸カルシウム板第2種	イビキッチンウォール不燃	1978 ~ 1990	—	—
		エスボードK-2号	1969 ~ —	—	—
		カラーゼロペースト-D	— ~ —	11以上	クリソタイル
		カラーゼロペースト-U	1995 ~ 1997	11以上	クリソタイル
		カラーゼロペースト-UV	1995 ~ 2004	11以上	クリソタイル
		カラーゼロペースト-V	1995 ~ 2004	11以上	クリソタイル
		カルシライト	1978 ~ 1988	単体3	アモサイト
		カルシライトH品(1号)	1973 ~ 1988	0.1~20	アモサイト
		カルシライトL品(2号)	1973 ~ 1988	0.1~20	アモサイト
		キャスライトH	1965 ~ 1990	10~20	アモサイト
		キャスライトL	1965 ~ 1987	10~20	アモサイト
		ケイカライト	1968 ~ 1986	5	クリソタイル、アモサイト
		ケイカライトL	1971 ~ 1987	5	クリソタイル、アモサイト
		コーベライト1号	1984 ~ 1987	単体11以上	クリソタイル
		コーベライト2号	1984 ~ 1987	単体11以上	クリソタイル
		サーモボードL	1983 ~ 1987	2~3	アモサイト
		ゼロベスト	1967 ~ 1990	11以上	クリソタイル
		ゼロベストタイカ1号	1967 ~ 1990	11以上	クリソタイル
		ゼロベストタイカ2号	1967 ~ 1990	11以上	クリソタイル
		ソニックライト一号	1969 ~ 1976	2~3	アモサイト
		ソニックライト二号	1969 ~ 1976	2~3	アモサイト
		ダイアスライト	1968 ~ 1990	5~10	クリソタイル、アモサイト
		ダイアスライトE	1969 ~ 1980	5~10	クリソタイル、アモサイト
		タイカライト1号	1968 ~ 1986	4	クリソタイル、アモサイト
		タイカライト2号	1968 ~ 1986	2	クリソタイル、アモサイト
		タイカライトコラム	1978 ~ 1984	7	アモサイト
		ダンネットライト1号	1975 ~ 1986	単体3.9	クリソタイル、アモサイト
		ダンネットライト2号	1975 ~ 1986	単体2.1	クリソタイル、アモサイト
		フネンファンシーたかくら	1992 ~ 1997	基材11	クリソタイル
		ミュージライト	1980 ~ 1986	4	アモサイト
		リフボード	1966 ~ 1983	—	クリソタイル
		山王カラーRF波板	1967 ~ 1990	基材5以下	クリソタイル
		山王カラースレート	1967 ~ 1990	基材15	クリソタイル
	石綿含有耐火被覆板	VMライト	1969 ~ 1974	15	クリソタイル、アモサイト
		コーベックスマット	1969 ~ 1978	70	クリソタイル、アモサイト
		サーモボード	1963 ~ 1973	25~30	クリソタイル、アモサイト
		トムボード	1969 ~ 1973	50	アモサイト
		ブロベストボード	1968 ~ 1975	40	アモサイト
		リフライト	1966 ~ 1983	—	クリソタイル
	石綿含有耐火被覆塗リ材	蛭石プラスター	1973 ~ —	2	—

建材	建材名(一般名)	商品名	製造時期	石綿含有率	石綿の種類
断熱材	煙突用石綿断熱材	カポスタック	1964 ~ 1977	70~80	アモサイト
		コンバインボード	1981 ~ 1991	10~30	アモサイト
		ニューカポスタック(断熱層部+ライナー部)	1977 ~ 1987	80~90	クリソタイル、アモサイト
		ハイスタック(角型)	1978 ~ 1990	4.3~8.4	クリソタイル、アモサイト
		ハイスタック(丸型)	1978 ~ 1984	7	アモサイト
	屋根用折板石綿断熱材	フェルトン	1970 ~ 1983	90	クリソタイル
		ブルーフェルト	1958 ~ 1971	90	クロシドライト

出典: 国土交通省・経済産業省「石綿(アスベスト)含有建材データベース」(<http://www.asbestos-database.jp/>)
東京都「民間建築物等のための建築物アスベスト点検の手引」

基安化発第 0206003 号

平成 20 年 2 月 6 日

都道府県労働局

労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部化学物質対策課長

(契印省略)

石綿障害予防規則第 3 条第 2 項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査
の徹底等について

石綿の種類には、アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライトがあることとされ、すべての種類の石綿及びこれをその重量の 0.1% を超えて含有する物（以下「石綿等」という。）を石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）等に基づく規制の対象としているところである。

石綿則第 3 条第 2 項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査（以下「分析調査」という。）については、平成 18 年 8 月 21 日付け基発第 0821002 号「建材中の石綿含有率の分析方法について」（以下「18 年 0821002 号通達」という。）において、JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」（以下「JIS 法」という。）等を示しているところである。

建材等に使用された石綿は、主にアモサイト、クリソタイル及びクロシドライト（以下「クリソタイル等」という。）とされてきたことや、JIS 法の 1. の「適用範囲」において「対象アスベストは、主にクリソタイル、アモサイト及びクロシドライトとする」とされていること等から、分析調査において、アクチノライト、アンソフィライト及びトレモライト（以下「トレモライト等」という。）を対象としていない場合が見受けられるところであるが、最近になって、建築物における吹付け材からトレモライト等が検出された事案があることが判明し、石綿ばく露防止対策等に万全を期す観点から、分析調査の徹底が求められるところである。

については、分析調査について、下記のとおり取り扱うこととしたので、貴局管内の作業環境測定機関等の分析機関並びに建築物等の解体等の作業を行う事業者及び関係事業者団体に対し周知を図り、分析調査の的確な実施に遺漏なきを期されたい。

なお、関係事業者団体等に対して、別添のとおり要請したので了知されたい。

記

- 1 分析調査においては、対象をクリソタイル等の石綿に限定することなく、トレモライト等を含むすべての種類の石綿とすること。
- 2 過去に行った分析調査について、クリソタイル等の石綿のみを対象としている場合は、次のとおり取り扱うものとする。こと。
 - (1) クリソタイル等の石綿のみを対象とし、JIS 法による分析調査を行った結果、クリソタイル等がその重量の0.1%を超えて含有しないと判断されたものについては、トレモライト等を対象とし、JIS 法による分析調査を行うこと。
 - (2) 次に掲げるア及びイの分析方法については、クリソタイル等の石綿のみを対象とする方法であり、トレモライト等を対象とする方法ではないことから、18年0821002号通達の記の2の(1)及び平成18年8月21日付け基安化発第0821001号「建材中の石綿含有率の分析方法に係る留意事項について」の記の1においてJIS法と同等以上の精度を有する分析方法として掲げる方法により、クリソタイル等がその重量の0.1%を超えて含有しないと判断されたものについては、トレモライト等を対象とし、JIS 法による分析調査を行うこと。
 - ア 平成8年3月29日付け基発第188号「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法について」(平成18年8月21日廃止済)の別紙「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法」
 - イ 平成17年6月22日付け基安化発第0622001号「建材中の石綿含有率の分析方法について」(平成18年8月21日廃止済)の別紙「建材中の石綿含有率の分析方法」
 - (3) なお、上記の2の(1)又は(2)の場合であって、当該分析調査において実施したX線回折分析のX線回折パターンにおいてトレモライト等の回折線のピークが認められ、事業者が当該分析調査の結果に基づいて、トレモライト等がその重量の0.1%を超えて含有しているとして必要な措置を講ずるときは、改めて分析調査を行う必要はないこと。
- 3 その他
 - (1) 施工された建材(吹付け材を含む)についてトレモライト等を含むすべての種類の石綿が使用されていないことが設計図書等により明らかである場合は、石綿則第3条第2項の規定により、分析調査の必要はないこと。
 - (2) 厚生労働省のホームページにおいて、建材中の石綿含有率の分析方法に関する最新の知見を踏まえ、作成した資料を公表することとしているので、参考とすること。

別添

基安化発第 0206004 号

平成 20 年 2 月 6 日

中央労働災害防止協会会長
建設業労働災害防止協会会長
(社)日本石綿協会会長
(社)日本建設業団体連合会会長
(社)全国建設業協会会長
(社)建築業協会会長
(社)日本土木工業協会会長
(社)日本作業環境測定協会会長
(社)全国解体工事業団体連合会会長
(社)日本化学工業協会会長
(社)日本プラントメンテナンス協会会長
(社)日本ビルディング協会連合会会長

殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部化学物質対策課長

石綿障害予防規則第 3 条第 2 項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査
の徹底等について

石綿の種類には、アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライトがあることとされ、すべての種類の石綿及びこれをその重量の 0.1% を超えて含有する物（以下「石綿等」という。）を石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）等に基づく規制の対象としているところです。

また、石綿則第 3 条第 2 項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査（以下「分析調査」という。）については、平成 18 年 8 月 21 日付け基発第 0821002 号「建材中の石綿含有率の分析方法について」（以下「18 年 0821002 号通達」という。）において、JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」（以下「JIS 法」という。）等があるとされているところです。

これまで建材等に使用された石綿は、主にアモサイト、クリソタイル及びクロシドライト（以下「クリソタイル等」という。）とされてきたことや、JIS 法の 1. の「適用範囲」において「対象アスベストは、主にクリソタイル、アモサイト及びクロシドライトとする」とされること等から、分析調査において、アクチノライト、アンソフィライト及びトレモライト

(以下「トレモライト等」という。)を対象としていない場合が見受けられるところですが、最近になって、建築物における吹付け材からトレモライト等が検出された事案があることが判明し、石綿ばく露防止対策等に万全を期す観点から、分析調査の徹底が求められるところ
です。

つきましては、分析調査について、下記のとおり取り扱うことといたしましたので、傘下
会員に対する周知につき格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 分析調査においては、対象をクリソタイル等の石綿に限定することなく、トレモライト
等を含むすべての種類の石綿とすること。
- 2 過去に行った分析調査について、クリソタイル等の石綿のみを対象としている場合は、
次のとおり取り扱うものとする。こと。
 - (1) クリソタイル等の石綿のみを対象とし、JIS 法による分析調査を行った結果、クリソ
タイル等がその重量の 0.1%を超えて含有しないと判断されたものについては、トレモラ
イト等を対象とし、JIS 法による分析調査を行うこと。
 - (2) 次に掲げるア及びイの分析方法については、クリソタイル等の石綿のみを対象とする
方法であり、トレモライト等を対象とする方法ではないことから、18 年 0821002 号通
達の記の 2 の (1) 及び平成 18 年 8 月 21 日付け基安化発第 0821001 号「建材中の石綿
含有率の分析方法に係る留意事項について」の記の 1 において JIS 法と同等以上の精度
を有する分析方法として掲げる方法により、クリソタイル等がその重量の 0.1%を超えて
含有しないと判断されたものについては、トレモライト等を対象とし、JIS 法による分
析調査を行うこと。
 - ア 平成 8 年 3 月 29 日付け基発第 188 号「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判
定方法について」(平成 18 年 8 月 21 日廃止済)の別紙「建築物の耐火等吹付け材の
石綿含有率の判定方法」
 - イ 平成 17 年 6 月 22 日付け基安化発第 0622001 号「建材中の石綿含有率の分析方法に
ついて」(平成 18 年 8 月 21 日廃止済)の別紙「建材中の石綿含有率の分析方法」
 - (3) なお、上記の 2 の (1) 又は (2) の場合であって、当該分析調査において実施した
X線回折分析の X線回折パターンにおいてトレモライト等の回折線のピークが認められ、
事業者が当該分析調査の結果に基づいて、トレモライト等がその重量の 0.1%を超えて含
有しているとして必要な措置を講ずるときは、改めて分析調査を行う必要はないこと。
- 3 その他
 - (1) 施工された建材(吹付け材を含む)についてトレモライト等を含むすべての種類の石
綿が使用されていないことが設計図書等により明らかである場合は、石綿則第 3 条第 2

項の規定により、分析調査の必要はないこと。

- (2) 厚生労働省のホームページにおいて、建材中の石綿含有率の分析方法に関する最新の知見を踏まえ、作成した資料を公表することとしているので、参考とすること。

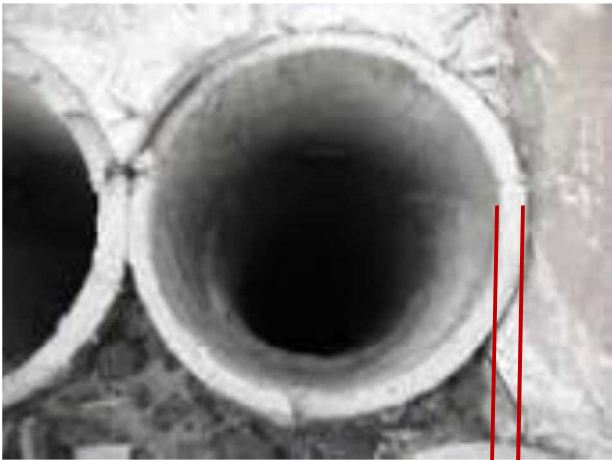

アスベスト含有煙突用断熱材の調査に関する留意事項について

要確認事項

調査の実施に当たっては、煙突について次の点を必ず御確認ください。

煙突に使用されている建材について、石綿セメント円筒等は調査対象建材には含まれません。どのような材料が使用されているか、改めて御確認ください。(特に内径の小さい煙突は御注意ください。)

○石綿セメント円筒と煙突用断熱材の違い (写真例)

石綿セメント円筒等【調査対象建材ではない】	煙突用断熱材【調査対象建材である】
 <p style="text-align: center;"><u>管の厚み</u></p> <p>管の厚みが比較的薄く断熱層がなく管そのものに石綿が練り込まれているもの</p> <p>〈主な使用部位と用途〉</p> <ul style="list-style-type: none">・換気用円筒材、煙突、雑排水管などに使用されている。 <p>メモ：石綿が使用されていても石綿セメント円筒のように管として成形されたものは、飛散性が低いため、いわゆるレベル3の建材であり本調査の対象外である。</p>	 <p style="text-align: center;"><u>断熱層の厚み</u></p> <p>断熱層があるため比較的厚みがある(一概には言えないが30mm程度か、それ以上の場合もある)</p> <p>〈主な使用部位と用途〉</p> <ul style="list-style-type: none">・煙突の断熱目的のために使用されている。(煙突用断熱材は、石綿セメント円筒等のように雑排水管には使用できない)